

地区計画の区域内における行為の届出書

〇〇年 4月 1日

(あて先) 富士見市長

届出者 住所 富士見市大字鶴馬1800番地1

氏名 富士見 太郎

富士見

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

1. 行為の場所 **富士見市 針ヶ谷〇丁目〇〇番〇〇**

土地区画整理事業施行中の場合 **〇〇〇土地区画整理事業施行地内 仮換地〇〇街区〇〇画地 地内**
 (鶴瀬駅東口・鶴瀬駅西口地区) **従前地 富士見市大字〇〇 字〇〇 〇〇〇〇-〇**

2. 行為の着手予定日 〇〇年 5月 1日

3. 行為の完了予定日 〇〇年 10月 1日

4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別		建築物の建築 工作物の建設			
			新築・改築・増築・移転			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(I) 敷地面積			148 m ²	
		(II) 建築又は建設面積	60.55 m ²	m ²	60.55 m ²	
(III) 延べ面積		110.35 m ²	m ²	110.35 m ²		
(IV) 高さ・地盤面から	(V) 用途	専用住宅				
7.5メートル	(VI) 垣又はさくの構造	コンクリートブロック3段+メッシュフェンス0.9m				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m ²			
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5) 木竹の伐採		伐採面積			m ²	

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。